科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年6月5日現在

機関番号: 32621 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2009~2011 課題番号:21530094

研究課題名(和文) 信託を利用した大規模健康被害救済システムの研究

研究課題名(英文) Research on Large Personal Injury Compensation Funds using Trusts

研究代表者

田頭 章一(TAGASHIRA SHOICHI) 上智大学・法学研究科・教授 研究者番号:80216803

研究成果の概要(和文):わが国における大規模健康被害の救済システムにおいては、従来から行われてきた訴訟等による損害賠償制度や個別立法による「補償(給付金)制度」に加え、両者の間隙を埋める集団的救済制度、すなわち責任企業の財産とは独立した信託基金を利用したスキームを構想すべきである。これらの制度を特別法によらない一般的制度として実現するためには、適格を有する受託者や賠償債権の調査・支払等を担う事業者の育成を進め、かかる信託の社会的意義に対応した信託税制を整備するなどの環境整備が欠かせない。

研究成果の概要(英文): Japan should introduce a new collective compensation trust fund scheme to fill the gap between the traditional tort litigation and the redress money payment programs established by special laws. To achieve the goal some basic conditions, such as qualified trustee candidates, experienced claims resolution agencies and stable taxation rules for the compensation trusts, should be built up.

交付決定額

(金額単位:円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合 計 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 2009 年度 | 1, 200, 000 | 360,000 | 1, 560, 000 |
| 2010 年度 | 900,000 | 270,000 | 1, 170, 000 |
| 2011 年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 総計 | 2, 600, 000 | 780,000 | 3, 380, 000 |

研究分野: 民事手続法

科研費の分科・細目: 法学・民事法学 キーワード: 信託、健康被害救済

1. 研究開始当初の背景

公害等によって生ずる大規模健康被害の 救済については、「公害に係る健康被害の救 済に関する特別措置法」(1969年)等による 行政的・集団的救済システムなどが既に存在 するが、その制度構成は、特別法による個別 的な仕組みがとられ、一般的な集団的救済制 度の体系は、存在しない。そこで、救済シス テムを体系的に整理し、伝統的な訴訟等によ る民事損害賠償制度では対応しにくいが、行 政的な「救済」制度に頼らない集団的救済シ ステムの可能性の検討が求められる状況にあった。

2. 研究の目的

本研究の目的として設定された点は、以下の3点である。

(1)わが国および諸外国(英米法諸国を中心とする)における信託法制の理解と賠償信託組成の条件を明らかにすること

(2)諸外国においてすでに実際に運用が行われている賠償信託の調査・分析により、わが国で予想される法的問題点を明らかにすること

(3)本来的な民事手続による賠償や行政的救済などとの関係を考慮しながら、信託による賠償スキームの救済システム全体の中での位置づけを図ること。

3. 研究の方法

本研究で採用した研究方法の概要は、次の通りである。

(1) 英米法諸国(英、米、豪を主たる対象国とした)において信託を利用した賠償ファンドが活用されている背景(歴史、法制度、その他の社会的条件など)について、文献調査を行い、その結果を基礎にして現地調査を実施した。

(2)日本国内においては、新信託法(2006年)の下での具体的信託活用例を調査するとともに、公害健康被害補償法の運用状況や、その後導入されたアスベスト被害者救済制度の内容や実績等を調査した(詳細は、4で述べる)。なかでも、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」

(2009年)(以下「水俣病特措法」という)は、後述4で述べる趣旨で集中的に考察を加えた。なお、研究期間の終了間近(2012年3月)に発生した東日本大震災後の原子力損害賠償の仕組みは、かなり特殊な例であることは否定できないが、集団的賠償の仕組みとして、本研究の検討対象となりうるものである。

(3)以上のような調査・研究を基礎に、また信託や不法行為法制に関する文献等の研究を通して、理論的・体系的な分析を試みた。

4. 研究成果

(1)外国制度の調査・研究

外国の先行的な大規模健康被害賠償ファンドとして、アメリカの Johns Manville 社賠償ファンド、イギリスのT&N社賠償ファンド、イギリスのT&N社賠償ファンド、オーストラリアの James Hardie 社の賠償ファンド (いずれもアスベスト関連である)を中心に文献調査を行い、現実の賠償ファンドの例である)を中心に文献調査を行い、現実の賠償ファンドの扱っな法制の上で設立で設立に関係しては、それに対しております。と、それに対してオーストラリアでは州

政府が関与する半公的なファンドであるなど、国により独自性が強くみられる点が明ないになった。また、アメリカとイギリスでは、国家規模の賠償ファンドの提案があった(または現にある)が、財政的な負担の関係から、実現していないという事情なども確認イントであるといずれの国におけるインドの連続においても、賠償信託ファンドの連続においる特定の法律についう仕組みが活がより、信託という仕組みが活がより、それが信託構成を賠償システムを基となっていることもわが国との違いとして認識された。

なお、海外調査の過程では、アスベスト被害に対する救済を目的とするファンド以外にも、アメリカ政府が関与するメキシコ湾原油流出事件による損害賠償ファンドなど興味深い例があることが明らかになり、資料等の収集を行った。

(2)わが国の制度の調査・研究

わが国における大規模健康被害救済システムは、大規模公害、アスベスト、原子力損害など問題の発生に対応して特別の立法によって形成されてきたといえる。具体的には、水俣病被害者に対する救済制度(「水俣病特措法」により新しい救済方針が示された)や、アスベスト被害の救済を目指す「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年施行)などがその例である。「犯罪被害給付制度」も集団的救済制度の性格をもつものとして検討対象にした。また、特定の法律に基づかず、犯罪被害者に対する救済を目指す「オウム真理教犯罪被害者支援機構」の活動状況についても、関係者へのインタビュー等を通じて情報収集を行った。

以上のような研究活動の中で、斬新な公害 被害者救済システムとして創設された水俣 病特措法による、いわゆる分社スキームにつ いて、論文を作成し、詳細な検討を行った。 このスキームを検討対象としたのは、このス キームがアメリカの Johns Manville 社再建 手続の仕組みを参考にしたもので比較法制 度的に重要であったこと、および実質的な破 たん状態にある企業の再建と賠償スキーム の両立という観点からの考察が、最も喫緊の 課題であると考えたからである。その後の東 日本大震災による原子力損害の東京電力に よる賠償プロセスを見ても、そのことは裏付 けられていると考える(ただし、東電の賠償 問題については、周知のように、原子力損害 賠償支援機構が関与するなど特別の制度的 対応が避けられなかった)。

上記論文では、賠償責任を旧会社に残し、 事業財産等を被害者の責任追及から解放された新会社に分離する水俣病特措法の対処 方法(「事業法律関係の分離」)は、アメリカ連邦倒産法 524 条 (g) に基づく Johns Manville 社再建手続等で採用された仕組み (「賠償等法律関係の分離」) とは異なることを指摘し、双方の特色を分析したうえで、司法手続の中に取り込むという前提のもとでは、後者の方が適当であると述べた。

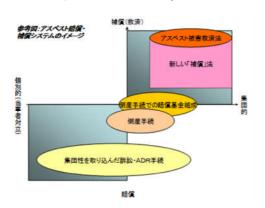
(3) 理論的分析結果

加害企業再建手続の中での賠償スキームの理論的分析の結果は上記のとおりであるが、その他の理論的分析の結果としては、次の点があげられる。

①多様な健康被害等救済制度の体系的位置づけ

大規模健康被害(ただし、本研究では上記 のように必ずしも人的健康被害に関わらな い被害の賠償等制度も念頭においた)の救済 制度には、基本的には不法行為制度(原則と して故意・過失を要件とする)に基づく「賠 償」制度から、「補償」、「給付金」制度まで 幅がある。また、個別的な救済方法と集団的 救済方法が存在し、それぞれの制度の集団性 の程度には差があり、集団的な救済方法にお いては、関係者は訴訟における主張・判断な どではなく、むしろ行政的処理が求められる ようになる (See Richard A. Nagareda, Mass Torts in a World of Settlement)。このよ うな基本的整理を踏まえて、個別の健康等被 害救済スキームの特徴を明らかにしておく ことは、健康被害等救済手続の全体像を見失 わないために重要である。

このような観点から、アスベスト被害救済 のための各種スキームの一応の位置づけを 試みたのが次の参考図である。



政治的判断にゆだねられる部分も多い特別法による救済制度の独自の存在意義は別問題として、本研究の観点からは、集団的処理の性格を維持しつつ、賠償等のためのファンドを作成する仕組みが求められる。そこで、集団性の点で限界がある訴訟やADRによる処理と、加害企業の責任をあいまいにしたまま行う「給付金」等による救済との間の間隙を

埋めるものとして、新しい「補償」制度や倒産手続での賠償基金組成を位置づけるものである。

②信託として賠償ファンドを組成すること の意味

わが国においては、集団的救済を実施する 主体として信託構成が使われた例はない。権 利能力なき社団(オウム真理教犯罪被害者支 援機構)や一般財団法人(水俣病特措法にお ける補償金支給業務の主体) が使われた例は ある。しかし、前述した賠償等法律関係の分 離型で一般的な制度として構想される賠償 等実行組織は、倒産債務者と密接な関係を維 持したまま、被害者の公平で適正な救済を図 っていく独立の権限と義務を有する法主体 でなければならない。そのための法律構成と しては、信託が最も適切と考えられる。信託 構成によると、受益者としての賠償等債権者 の利益の実現を中心に目的を明確かつ柔軟 に設定できる利点があり、受託者の行為準 則・責任に関しては、善管注意義務、忠実義 務、分別管理義務、公平義務などを基準とし て、また、受益者の受託者に対する帳簿閲覧 請求や信託違反行為の差止請求など信託法 上の枠組みを適切に解釈することを通して、 賠償ファンドのガバナンスの合理的な規律 が可能になるといえるだろう。

(4)今後の展望

本研究で調査・研究の対象とした外国の (健康被害)賠償信託は、企業再建手続におい て裁判所が認可した再建計画で設立される 信託であるか、または公的機関の財政的措置 を取り入れた特別の制度として設けられて いることもあり、法的論点についての議論は それほど活発ではない。また、上述のような 英米法諸国とわが国の信託法制の違い、また わが国では新信託法の施行から5年を経過し ているにもかかわらず信託の利用が当初期 待されていたほどは広がっていないこと、さ らには東日本大震災による原子力損害の賠 償システムなど、やや特殊な賠償システムに 社会的関心が向けられていることなどから、 本研究では、信託による健康被害者救済制度 に関する法的問題点の検討が十分にできな かったことは否定できない。

ただ、わが国でも集団的な救済制度の存在 意義は、現実の大規模損害賠償事件の発生に よって認識されるようになっていることは 明らかであり、今後実際の運用上の問題点も 明らかになっていくと思われる。そのような 今後の展開の中で、本研究で得た知見や外国 制度に関する情報をさらに役立てていきた いと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

<u>田頭章一</u>、巨額賠償等債務を負う債務者の事業再生と被害者保護、東北学院法学 71 号、査読無、2011、1-27

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

田頭 章一 (TAGASHIRA SHOICHI) 上智大学・法学研究科・教授 研究者番号: 80216803

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者なし